

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

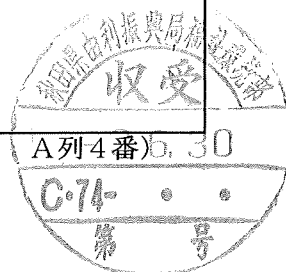
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2021 年 6 月 29 日	
秋田県知事 殿	
提出者	
住 所 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	
氏 名 独立行政法人国立病院機構あきた病院 院 長 奈 良 正 之 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0184-73-2002	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人国立病院機構あきた病院
事業場の所在地	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療、福祉
② 事業の規模	340床
③ 従業員数	390人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 ↓ 焼却 ↓ 埋め立て

(日本工業規格 A列4番) 6, 30

C-74- . . .

第 号



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添、「令和3年度 国立病院機構あきた病院感染性廃棄物処理計画書」参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	292.98 t	t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物の分別をしっかりと行い、産業廃棄物として処理可能なものが含まれていないか見直す。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	366 t	t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物の分別をしっかりと行い、産業廃棄物として処理可能なものが含まれていないか見直す。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物の分別をしっかりと行い、産業廃棄物として処理可能なものが含まれていないか見直す。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物の分別をしっかりと行い、産業廃棄物として処理可能なものが含まれていないか見直す。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	292.98 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	366 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	366 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後、優良認定処理業者への処理の委託を検討する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	292.98	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年5月に電子マニフェスト加入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

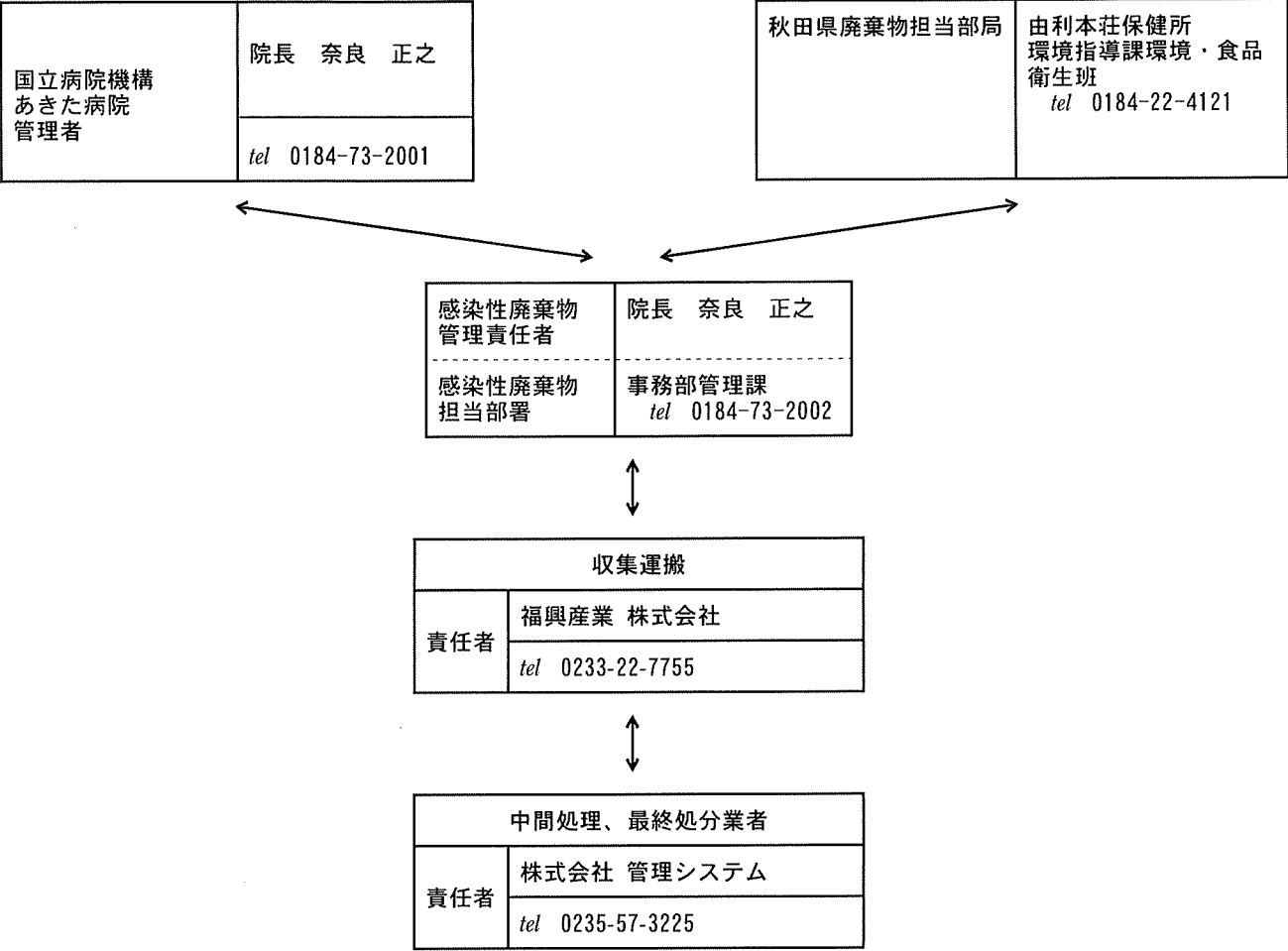
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和３年度 国立病院機構あきた病院感染性廃棄物処理計画書

1 感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

管 理 事 項		処 理 等 の 概 要	
感染性廃棄物の 処理状況 (月平均)	発 生 場 所	外来治療棟	注射器（６６０本）注射針（６６０本）ガーゼ（５５枚）カット綿（５５００ｇ） 綿球（５５０個）綿棒（１１０本）マスク（１６０枚）針捨てボックス（５個）
		中 材	カット綿（１００ｇ）ディスポゴム手袋（６０双）マスク（８０枚） ディスポチューブカテーテル（５本）
		病 棟	注射器（３５００本）注射針（５０００本）ガーゼ（６０００枚） カット綿（５００００ｇ）綿球（４０個）綿棒（９０００本）マスク（１７６０枚） 輸血器具（５０セット）ハルンバック（１００個）ディスポゴム手袋（９０００双） 注入用シリンジ（４５０本）排液バック（３５０個）針捨てボックス（２０個） ディスポチューブカテーテル（４１０本）輸液セット（５１０個）瓶類（１６０本） ハルンコップ（１００個）
		検 査 科	注射器（３０本）注射針（３０本）ディスポーザブル反応容器（２４０００テスト） プラスチック試験管（１１７５本）プラスチックスポイト（１５００本） 一般細菌用培地（３２０枚）真空採血管（１８００本）培地試験管（１００本） スライドグラス（５０枚）ディスポゴム手袋（７０双）便容器（４０個） 赤沈血中濃度試験管（２０本）コニカルチューブ（４００本）
		薬 局	期限切れのアンプル（１０Ａ）期限切れのバイアル（１０Ｖ）
	計		注射器（４１９０本）注射針（５６９０本）ガーゼ（６０５５枚）綿球（５９０個） カット綿（５５６００ｇ）綿棒（９１１０本）マスク（２０００枚） 輸血器具（５０セット）ハルンバック（１００個）ディスポゴム手袋（９１３０双） 排液バック（３５０個）注入用シリンジ（４５０本）針捨てボックス（２５個） ディスポチューブカテーテル（４１５本）赤沈血中濃度試験管（２０本） 輸液セット（５１０個）瓶類（１６０本）コニカルチューブ（４００本） プラスチック試験管（１１７５本）プラスチックスポイト（１５００本） 一般細菌用培地（３２０枚）真空採血管（１８００本）培地試験管（１００本） スライドグラス（５０枚）ハルンコップ（１００個）便容器（４０個） 期限切れのアンプル（１０Ａ）期限切れのバイアル（１０Ｖ） ディスポーザブル反応容器（２４０００テスト）
分 別		液状又は泥状物（血液、組織、器官等）、鋭利な物（注射針、メス等） 固形状物（血液付着ガーゼ、血液付注射筒等） 破損物（瓶類・空き缶）、その他（ハルンコップ等可燃物）	
梱 包		プラスチック容器（９Ｌ）：検査機器等からでる血液等を含んだ廃液 プラスチック容器（２０Ｌ）：金属くず等鋭利なもの 段ボール（６０Ｌ）：使用済み紙オムツ・汚泥等固形状のもの ビニール袋（７０Ｌ）：廃プラスチック類、瓶類、空き缶、その他	
表 示		プラスチック容器（バイオハザードマーク：黄）（感染性廃棄物） 段ボール箱（バイオハザードマーク：橙）（感染性廃棄物） ビニール袋（非感染性廃棄物）	
施設内中間処理		なし	
委託 処理	運 搬	業 者 名	許可番号第00554002561号(秋田県) 許可番号第0669002561号(山形県) 福島県伊達郡桑折町字田植12番地の1 福興産業 株式会社
	中 間 処 理 及 び 最 終 処 分	業 者 名	許可番号第0675003839号(山形県)、中間処理方法(焼却) 山形県酒田市京田二丁目69番8号 株式会社 管理システム 許可番号第0641009545号(山形県)、最終処分(埋立) 山形県山形市成沢西一丁目10番6合 株式会社 荒正

2 緊急時の連絡体制に関する事項



3 保管方法に関する事項

(1) 使用する密閉容器等の材質

	プラスチック容器 (9L)	プラスチック容器 (20L)	ビニール袋 (70L)	段ボール箱 (60L)
材質	プラスチック製	プラスチック製	ビニール製	紙
寸法	高さ 横 奥行 30cm×16cm×26cm	高さ 横 奥行 29.7cm×32.4cm×31.4cm	高さ 横 厚さ 90cm×80cm×0.04cm	高さ 横 奥行 47.3cm×40.4cm×31.4cm
色	白	白	透明	白・茶

(2) 保管場所：特別管理産業廃棄物置場（別紙建物配置図参照）

4 収集・運搬に関する事項

搬出予定

(単位：回 (回数)、t (排出量))

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
回数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	156
排出量	29.847	31.302	27.246	31.593	29.922	29.193	29.577	29.346	31.545	33.151	30.715	32.781	366.218

5 中間処理に関する事項
中間処理の方法

処理方法：焼却	処理能力 12.6 t／日（24時間）		
焼却炉の方式	固定床連続投入方式		
焼 却 温 度	900℃	熱しゃく減量	1％以下
排気ガス処理設備	バグフィルター集塵機		
排 水 処 理 設 備	排水なし	残物の最終処分	埋立処分 ・株式会社荒正

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬・処分委託契約書(写) 別添「契約書(写)」のとおり
(2) 許可証(写)
① 収集・運搬 別添「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(写)」のとおり
② 中間処理及び最終処分 別添「特別管理産業廃棄物処分業許可証(写)」のとおり
(3) 独立行政法人国立病院機構あきた病院医療廃棄物管理規程 別添「医療廃棄物管理規程」のとおり